

建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱い

入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

1 内訳書が未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項がかけている場合は、当該入札を原則として無効とする。

＜未提出又は未提出と同等と認められる場合の例＞

- ・ 内訳書の全部が提出されていない場合
- ・ 内訳書の一部が提出されていない場合
- ・ 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- ・ 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- ・ 内訳書に記載された工事名、工事場所、直接工事費の内訳（工種名）及び入札額等から、明らかに他の工事の内訳書と発注者が判断した場合
- ・ 内訳書に記載された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- ・ 上記以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

＜記載すべき事項がかけている場合の例＞

- ・ 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- ・ 工事名、工事場所、入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名の記載がない場合
- ・ 複数の内訳書が提出された場合
- ・ 直接工事費等の対象金額のいずれかが未記入の場合
- ・ 内訳書の入札金額の内訳の部分において、発注者が「必ず記入」とした欄に金額が記載されていない内訳書
- ・ 計算に誤りがある内訳書
- ・ 入札書に記載した金額と異なる入札金額が記載された内訳書
- ・ 上記以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

2 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

3 入札者がいったん提出した内訳書の書換え、引き換え又は撤回は出来ない。

4 内訳書に疑義があり不正行為が疑われる場合は、「杉戸町談合情報対応要領」に基づき処理する。

平成30年4月1日施行

杉戸町